

サービス統計研究会（第1回）結果概要

- 1 日 時 平成 17 年 7 月 8 日（金）10：00～11：55
- 2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 議 題
 - (1) サービス統計研究会の開催について
 - (2) サービス統計研究会における検討事項及び検討スケジュールについて
 - (3) 統計の目的・必要性について
 - (4) 統計の範囲について
 - (5) その他
- 4 出席者
竹内座長、清水委員、菅委員、外川委員、舟岡委員、内閣府、経済産業省、東京都、統計局長、統計調査部長、調査企画課調査官、経済統計課長、事業所・企業統計室長
- 5 結果概要
事務局から、今後の研究会における検討事項及び検討スケジュール、統計の目的・必要性について説明を行った後、フリートークが行われた。
その主な内容は以下のとおり。

検討スケジュールについて

- ・ 試験調査については、サービス産業の場合、業種によって季節的変動があることなどから、1年くらいのスパンで本調査に近い形で実施し、前年度比較・表章が可能となった段階で本調査へ移行すべき（家計消費状況調査の例も参考に）。
- ・ 動態統計は、構造統計との関係も意識し、経済センサスの中間年にも、年次の構造を把握する統計が必要だと考えるが、それが整備されるまでは動態統計の年次集計値を利用すればよいのではないか。

目的・必要性について

- ・ Q E 推計にとらわれず、幅広い観点から、第三次産業全体の動向を捉えることを目的とすべき。
- ・ 県民経済計算や産業関連表など地方統計への活用という面も考慮いただければありがたい。
- ・ 経済センサスとともに、目指すべき体系を構成するためには、母集団名簿の十分な整備が必要。

統計の範囲について

- ・ 第三次産業は、業種によって特性が異なるため、「概括的な」把握は意味がなく、第三次産業全体の業種ごとの動向を把握することが重要であり、しかも、細分類レベルで考えなければ不十分。
- ・ 「金融・保険業」、「電力・ガス・熱供給・水道業」、「卸売・小売業」で把握されているものを除くと、細分類で 350 程度の統計が未整備であり、業種ごとのバラツキを踏まえ、最低 10 万程度の客体数があれば、細分類レベルで全国表章が可能なのではないかと。さらに、ブロック単位などの地域表章も必要ではないかと。
- ・ 業務統計のある「電気・ガス・熱供給業」は新しい統計調査は不要。「運輸業」はどうするか問題あり。「卸売・小売業」は、商業動態統計があることから、原則、除外。「金融・保険業」は非常に特殊であることから別扱いにすべき。「不動産業」についても扱いについて検討。「飲食店・宿泊業」については対象にすべき（観光統計との関係もある）。「医療・福祉」については業務統計があるのではないかと。「教育・学習支援業」については学校教育法の対象になっているもの以外については、調査する必要あり。「サービス業（他に分類されないもの）」についてはほぼ全般的に調査すべきではないかと。
- ・ 「不動産業」は国土交通省が調査をやめたため、統計が未整備。「運輸業」は、物流の観点からの調査はあるが、企業活動面での調査は不足。「医療・福祉」についても施設調査しかなく、経営面での把握は不十分。
- ・ 学校や病院など毎月把握せず年次把握で十分な分野もあるのではないかと。
- ・ GDP の部門別・業種別の動向を把握する場合、学校教育など会計基準で年間ベースでしか取れないものを区分しておく必要がある。
- ・ 第三次産業のうち、統計調査で捉える分野とそうでない分野を区分けし、その上で、統計調査の姿を検討すべき。
- ・ どのくらいの予算規模で実施可能なのかも検討する上で大きく関係するが、第三次産業動態統計の整備は、吉川委員会の提言でも示され、閣議決定された重要事項であり、予算的制約など考えずに、必要であれば、スクラップも含め、最も望ましい枠組みを検討すべき。

調査単位について

- ・ 少ない標本で活動を捉える観点からすると企業単位で調査することは有効かもしれないが、その際、単体で活動している場合、チェーン展開・フランチャイズ形式で活動している場合では企業特性が異なることから、そのような情報を付加した形で結果表章するような工夫が必要。
- ・ 企業と事業所の名寄せがしっかり行われていれば、動態統計調査では企業単位で実施しても問題ないかもしれない。

調査票の構成について

- ・ 可能であれば、すべての業種について、同一の調査票で実施することが望ましいが、対象業種について検討する際に、それが可能か否か検討しておく必要がある。
- ・ 同一の調査票での実施は難しいのではないか。
- ・ 事業所単位では活動は同質であるが、企業単位であれば同一企業内で異質な活動を行っていることがあるため、共通的な調査票となるのではないか。
- ・ 特定の産業については詳しい調査票が必要。また、それ以外の産業でも、年1回程度は詳しい調査票による調査が必要ではないか。

調査事項について

- ・ 調査事項について、売上高、付加価値のほか、サービス産業は雇用吸収の場として非常に重要であることから、雇用関係の事項（例えば、非正規雇用など雇用形態別従業者数）も把握すべき。
- ・ 運輸業や不動産業については、マージンで把握するのか、または、運輸サービスの対価としての収入を把握するのかについても明らかにすべき。
- ・ 無店舗によるネット上の商売をいかに捉えるかも重要。そのようなものは、ネット上で把握するのも非効率ではない。
- ・ 物品賃貸業における貸出先なども重要。サービス業においては、物品賃貸の活用が進んでいるので、開設・廃業も激しいのではないか。
- ・ 産業の動態、企業の動態、事業所の動態によって状況は異なるため、この区別ができることが重要。
- ・ サービス業の動向は、景気を反映したものと業種としてのライフサイクルを反映したものがあり、一般に捉えがたい。
- ・ 動向の中でも、事業所の改廃によるものなのか、活動の変動によるものなのか、見分けが付けられることが重要。

結果表章について

- ・ 動態統計の結果表章においては、調査対象としていない業種（例えば、商業）についても、業種間の相違の状況が見られるよう、参考系列などとして、併せて公表するような配慮をして欲しい。

他の統計調査との関係について

- ・ 特定サービス産業動態統計調査との関係については、後から詰めることとするのが良い。
- ・ 特定サービス産業動態統計調査との棲み分けについて、補完し合うのであれば、共通概念を設定するなど検討が必要。
- ・ 雇用統計も視野に入れる場合、分散型統計調査制度の下で問題が起きないようにして欲しい。

次回研究会に向けて

- ・ 次回の研究会では、事務局から、調査対象範囲についてのたたき台的なものを、また、内閣府から、Q E 推計等において統計が不足している分野及び必要な調査項目について、提示願いたい。